

民法（債権法関係）の改正に伴う「いよぎんダイレクト」サービス規定改訂のお知らせ

当行は、民法（債権法関係）の改正（2020年4月施行）を踏まえ、2020年4月1日から、「いよぎんダイレクト」サービス規定を改訂いたします。

※改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 改訂要旨（具体的な改訂内容は下記3. のとおり。）

サービス内容および規定の変更を行う場合の手續の明確化

2. 改訂実施日

2020年4月1日（水）から

3. 具体的な改訂内容

改訂前	改訂後
<p>第1条 いよぎんダイレクト</p> <p>(4) サービス内容の変更・追加</p> <p>① 当行が本サービスの取扱内容を変更しまたは新たな取引サービスの取扱いを開始する場合、会員は、当該サービスを利用することができるものとします。</p> <p>ただし、当行が当該サービスの利用資格に制限を設けた場合、会員は当該制限事項の範囲内で本サービスを利用することができます。この場合当行は、当該サービスについて定めた約款をホームページ上に掲載するかもしくは電話等による請求により郵送する等当行所定の方法により開示します。</p>	<p>第1条 いよぎんダイレクト</p> <p>(4) サービス内容の変更・追加</p> <p>① 当行が本サービスの取扱内容を変更しまたは新たな取引サービスの取扱いを開始する場合、会員は、当該サービスを利用することができるものとします。</p> <p>ただし、当行が当該サービスの利用資格に制限を設けた場合、会員は当該制限事項の範囲内で本サービスを利用することができます。この場合当行は、当該サービスについて定めた約款をホームページへの掲載その他相当の方法で周知することにより通知するものとします。</p>
<p>第28条 サービス利用手数料等</p> <p>(2) サービス利用手数料の変更</p> <p>当行は、前項に定めるサービス利用手数料を会員に事前に通知することなく変更する場合があります。また、当行は本サービス利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。</p>	<p>第28条 サービス利用手数料等</p> <p>(2) サービス利用手数料の変更</p> <p>当行は、本サービスの利用手数料を新設または変更する場合、次条の手續きに従い実施するものとします。</p>

改訂前	改訂後
(新設)	<p><u>第29条 規定の変更</u></p> <p><u>(1)本サービス規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

以 上